

## 第6章 管理・運営計画

### 第1節 管理・運営の方針

これまで小島陣屋跡においては、市と小島町自治会、小島町文化財を守る会が中心となって、草刈、清掃などの日常的な維持管理活動を行ってきた。今後は、本計画第4章の公開活用計画、第5章の個別整備計画の内容を踏まえ、従来より多様で、多数の来訪者を迎え入れることを前提とした管理・運営が必要となる。

さらに、整備基本計画（構想部門）P46において、静岡市の歴史文化の継承と交流の創出を実現するための、史跡の管理・運営の基本方針を次のとおり示した。

#### ⑦ 長期的に史跡の管理運営を担う体制をつくる。

長期的な視点で、史跡整備事業のスムーズな推進や、整備後の維持・管理・運営を担う体制を整備する。

そこで、上記の基本方針に基づき、行政と市民との適切な役割分担のもと、長期的な視点で史跡の利用者ニーズに柔軟に対応する管理・運営を実現するために、以下の計画を示す。

- ・ 管理・運営の役割分担
- ・ 庁内の体制整備
- ・ 多様な担い手の参加した管理・運営

### 第2節 管理・運営の役割分担

史跡の管理・運営にあたっては、遺構遺物の保存管理、公開活用に関する維持管理や安全管理、公開・活用のための運営など、様々な分野に長期的、計画的に対応する必要がある。

そこで、主に史跡の調査、保存と整備については、保存管理計画や本計画に則って行政で担うものとし、日常的な史跡の維持管理と公開・活用については、市民協働を推進しながら官民が連携して取り組むことを想定する。

小島陣屋跡で想定される主要な維持管理と公開・活用に関わる運営の内容は以下のとおり。

#### ● 日常的な維持管理

- ・ 書院の清掃、施錠
- ・ トイレ、休憩所、ガイダンスの清掃、施錠
- ・ 石垣の見守り、危険箇所の通報
- ・ 史跡内の草刈、清掃、花壇の手入れ

#### ● 公開・活用に関わる運営

- ・ 史跡内のガイド、案内
- ・ 史跡に関わる各種イベントの企画・運営
- ・ 小島陣屋にちなんだ土産物の開発、販売の検討
- ・ 史跡の情報発信
- ・ 関係団体の調整・情報交換
- ・ 史跡への交通アクセス対策

### 第3節 庁内の体制整備

史跡の適切な保存に向けては、史跡内の石垣や遺構の現状を適切に把握し、必要な保存整備を確実に実施する必要がある。文化財担当部署内への文化財専門職員の適切な配置を行い、継続的な調査研究と計画的な事業の推進を行うための体制を整える。

また、史跡整備は、文化財担当部署だけでなく、土木、建築、商工、観光、学校教育、社会教育などに携わる多数の部署との連携が必要となる。庁内において事業推進体制を整備し、他部署との調整の場を設ける。

### 第4節 多様な担い手の参加した管理・運営

#### 【多様な担い手の参加した管理運営組織の設立】

- ・市と地元である小島町自治会、及び小島町文化財を守る会を母体として、より多様な担い手が参加し、長期的な活動を見据えた史跡の管理運営組織（（仮称）史跡小島陣屋跡管理運営協議会）の設立を目指す。
- ・地域づくりに携わるNPO団体、農産物等を生産、販売する農業者、史跡を教育の場として活用する小中学校・高校、土産物や特産物を生産、販売する事業者、鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者や観光関係者などの参加を呼びかける。

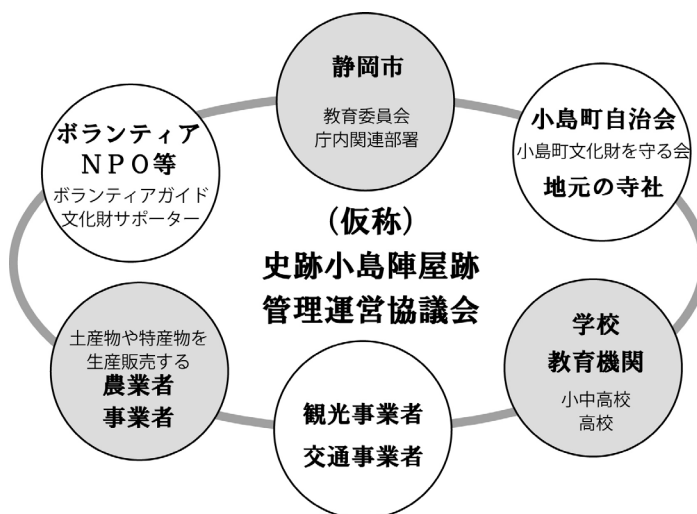


図 43 管理運営組織のイメージ

#### 【人材育成と活動支援】

- ・「小島町文化財を守る会」と地域で活動する各種ボランティアガイド組織、「静岡市文化財サポーター」等との連携を促進して、新たなボランティアの募集、育成、ガイド内容の研修などへの活動支援を行い、小島陣屋跡でのボランティアガイドの充実を図る。
- ・小島町文化財を守る会や龍津寺など地域の利活用における核となる団体への継続的な支援を行う。また、地域の団体と外部のNPO団体などとの交流や情報提供の場を設け、連携しやすい環境を整えていく。
- ・管理・運営の担い手については、小島地区だけでなく、広く市民からの主体的な参加を促進し、育成の環境づくりに努める。

#### 【市民協働による利活用の推進】

- ・市民協働による史跡の利活用に向け、地元の住民や子どもたちが関わる機会を設けて、市民や子どもたちの視点で親しみやすく参加しやすい利活用プログラムの企画・実施を目指す。
- ・広く市民から利活用プログラムのアイデアを募り、地元のガイドによるイベントの実施等を検討する。
- ・発掘調査や建物解体復元作業、史跡整備など、様々な過程において、可能な限り市民が事業に参加し、進展を見守ることのできる実施体制に配慮する。